

用語の定義

協働

まちづくりを推進するために、**市民と市**がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、**対等な立場**で、**相互に補完**しながら共に行動することをいう。

(香美市協働のまちづくり条例第2条第4号)

・まちづくり

ハード面の整備だけでなく、地域の魅力や活力を高めるための環境づくりやコミュニティの形成、健康づくり、社会福祉や教育の振興など、幅広いソフト面の活動を含みます。

・市民

市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人、市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体、市内で活動する人及び法人その他の団体をいいます。

・市

市長及びその他の執行機関をいいます。

・対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、上下関係や主従関係などが無いことをいいます。

・相互に補完

当事者同士がお互いの特性や考え方の違いなどについて共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うことをいいます。

パートナー

相互の信頼に基づく対等な協力、提携の関係をもった相手をいいます。

香美市協働推進計画では、以下4点の基本方針と取り組みを定めています。



4つの基本方針

基本方針1 情報の発信と共有の推進

- (1) 協働事業開始時の積極的な情報公開
- (2) 事業実施内容、事業実施後の評価公表
- (3) 様々な媒体を活用した情報の発信と共有

基本方針2 協働・参画に向けた環境整備

- (1) 広聴機能の充実
- (2) 相互交流・情報交換、連携体制の整備
- (3) 市民活動参加のきっかけづくり

基本方針3 自治会運営・活動に対する支援

- (1) 自治会運営
- (2) 事業実施内容、事業実施後の評価公表
- (3) 様々な媒体を活用した情報の発信と共有

基本方針4 協働意識の醸成

- (1) 市民の意識啓発
- (2) 市職員の意識向上

香美市協働推進計画
～職員のためのダイジェスト版～

発行年月/令和6年3月

香美市企画財政課

(当日配布資料)

その他

香美市協働推進計画

～職員のためのダイジェスト版～



香美市イメージキャラクター

高知県香美市

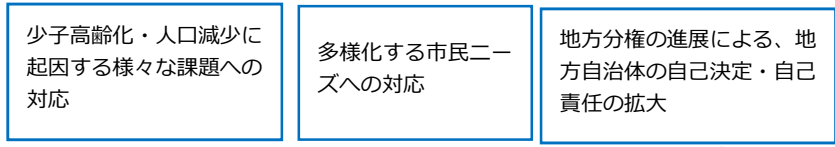
令和6年3月

市民と市の協働を推進するため、香美市は令和5年4月に『香美市協働推進計画』を策定しました。

このダイジェスト版は、その計画に基づいて作成し、香美市職員の皆様が日々の業務を『協働』の視点で行えることを目標に作成しています。



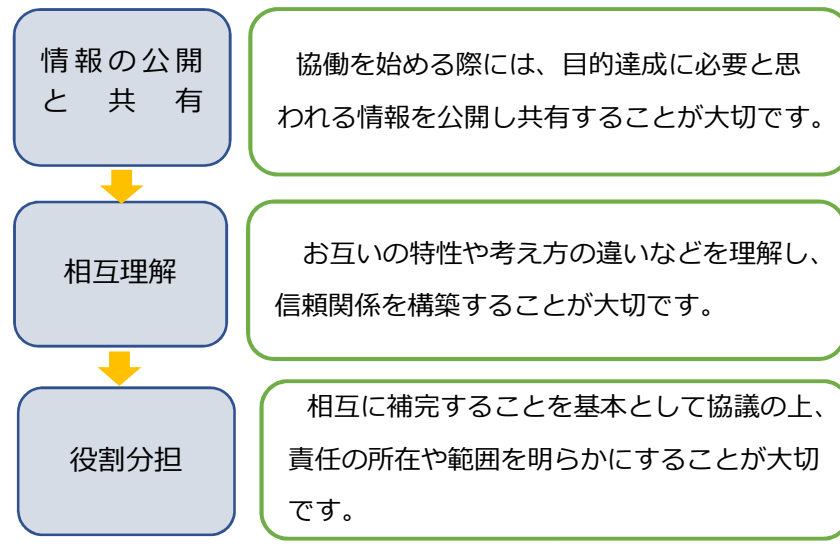
なぜ協働のまちづくりなのか



誰もが幸せを感じられるまちづくりは、行政による公共サービスの提供のみでは困難

市民と行政の協働で、まちづくりを多様に展開することが可能

協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)

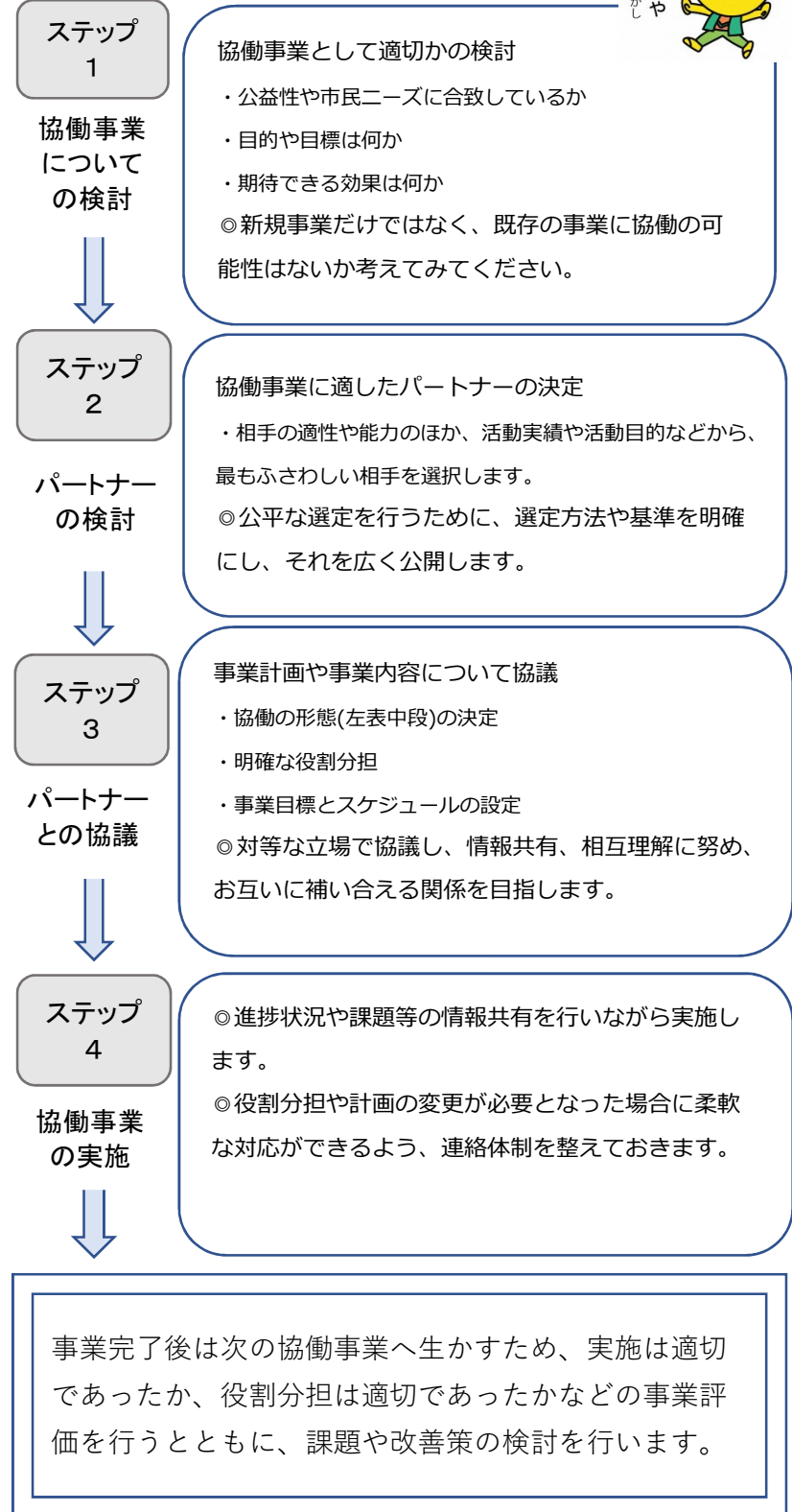


協働の領域と形態

		広義の協働				
領域	市民主体	公共サービスにおける協働 (狭義の協働)			(参画)	行政主体
		市民主導	協力	行政主導		
	市民が責任をもって独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力しながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市の政策形成・施策評価時に市民が参画する領域	市が責任をもって独自に活動する領域
協働の形態	『自治会と防災会が協働』 『企業と自治会が協働』 『社会福祉協議会と住民が協働』	補助 助成 後援 実行委員会 事業協力	共催 実行委員会 事業協力	委託 指定管理 実行委員会 事業協力	参画 住民提案	(例) ・各種公共事業 ・施設整備事業 ・行政処分(許認可、賦課徴収、給付等) ・内部管理事務(人事、庶務、経理等)
事業(例)	・防災訓練 ・花いっぱい運動	・集落活動 支援センター ・地域活性化総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティスクールの推進	・泰山公園 子どもの広場等管理 ・集会所指定管理 ・地区公民館事業 ・広報発行	・各種委員会、審議会等 ・パブリックコメント	

市民と市の協働は、それぞれの関わり度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が公共サービスの提供において協働する領域(狭義の協働)は、市民主導、協力、行政主導の3つの領域です。広義の協働は、行政が関わらない市民主体の部分と、市の政策形成、評価時における参画があります。

協働事業のすすめ方について



事業完了後は次の協働事業へ生かすため、実施は適切であったか、役割分担は適切であったかなどの事業評価を行うとともに、課題や改善策の検討を行います。